

議案第 号

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成26年11月26日提出

入間市長 田中龍夫

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「390,000円」を「404,000円」に、「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」を「16,000円」に改める。

第12条及び第13条中「10万円」を「100,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

入間市国民健康保険条例改正要旨

〔 保険給付 〕

《第6条関係》

◆ 出産育児一時金の金額の変更

- 「健康保険法施行令」の一部が改正され、平成27年1月1日から施行されます。
具体的な内容としては、同法第36条に規定する「39万円」を「40.4万円」とすることに伴い、入間市国民健康保険条例第6条に規定する「390,000円」を「404,000円」に、「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」を「16,000円」に改めるものです。

[平成27年1月1日施行]

《第12条及び第13条関係》

◆ 過料の金額表示の変更

- 上記の改正に併せて、第12条及び第13条に規定する「10万円」を「100,000円」に改めるものです。

[平成27年1月1日施行]

入間市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。この場合において、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>16,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し<u>100,000円</u>以下の過料を科する。</p> <p>第13条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、<u>100,000円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>390,000円</u>を支給する。この場合において、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>3万円を超えない範囲内</u>で規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>第13条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の問題に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p>